

「住民投票」こそ真の審判です

是非を問う 解職の是非

立場こそえて署名目標へ
協力をお願いします

議員有志6人（藤堂、建部、木村、阪東、丸山光雄、西澤）が呼びかけたリコール署名の収集が今月15日（月）からはじまりました（5月14日まで）。
山田議員は「町民の皆様へ」なる書面を、「甲良町議会議員 山田寿一・関係者一同」の名で配布し、必至の抵抗を試みているようです。
有権者の3分の1を超える目標を達成し、山田壽一議員の「解職賛成」か「解職反対」を問う住民投票をぜひ実現させようではありませんか。

言い逃れ 通用しない

町は世帯主・水道使用名義人として山田議員を、「水道の水を盗んだ」窃盗罪で告訴したのです。
改めて、「確信的」な盗水の実態を振り返ると、メーター前から山田議員宅に引き込まれた盗水パイプ管の途中に埋められたバルブを設置。そのバルブは止水栓の上部だけが地表に現れ（普段は石などで隠してある）、盗水の管理をしていたもの。メーターの止水栓を閉めたのに家内の蛇口から水道水が流れたのです。（平成23年12月議会の写真・資料より）



署名運動などの 妨害には110番を

建部議長は15日、甲良町の駐在所におもむき、解職請求の運動が始まったことを伝え、妨害等が発生した場合に適切な対応を要請。警察官は、証拠の保全や110番通報することなど助言していただきました。

「反論」に ならない反論

山田議員らが配布した書面は「検察がどのような審判を下すのか私としては静かに結果を待つのみであり・・・」とあります。しかし、法律に基づいて「盗水議員の続投可否か」を町内全有権者の審判の機会をつくらうとするのがリコール署名です。住民投票の実施を「静かに結果を待つ」ことこそ山田議員らに求められるのではないのでしょうか。

だれが莫大な 損害をさせたのか

その書面には「住民投票という莫大な費用のかかる選挙」と攻撃していますが、30年間も盗み続けた「莫大な」水道代金や約1850万円の請求に対し、150万円（毎日新聞4月13日）しか支払っていないことは忘れたのでしょうか。

私たちは、住民投票を参議院選挙と同時に実施が望ましいと考えています。選挙事務局によれば、解職の是非を問う住民投票の「単独実施」の場合、通常選挙の半額以下、「同時実施」の場合「単独実施」よりもさらに軽減できる見通しと説明しています。

解職請求とは？

地方自治法 第80条に定められた「住民の政治参加」を保障した制度の一つ。議員をやめさせる手続きで、「リコール」とも呼びます。「選挙区におけるその総数の3分の1以上の者の連署を以て」「議員の解職を請求することができる。」と決められています。

議員の身分は「全体の奉仕者」として法的に保障されており、議員の「職」を失うのは、自ら辞職する場合の他、禁固1年以上の刑が確定した時などに限られ、もうひとつがこの制度です。

署名集めの期間は市、町、村では1か月間と定められており、請求代表者および代表者から委任を受けた「受任者」が1か月間で集めた署名簿を選挙管理委員会に提出します。縦覧や異議申立などの諸手続きを経て、有権者の3分の1以上の署名が有効であれば、60日以内に「解職の是非」を問う「住民投票」が実施されます。

最近の事例では、無免許運転で有罪判決が確定した広島県議会議員の正木篤氏に対する住民投票で、95.88%の解職賛成となり正木県議は失職しました（今年2月3日）。

甲良民報

2013年4月21日 549号
発行責任：日本共産党甲良町議員団
連絡：甲良町在土463（西澤）
Tel.Fax38-4949

みなさんのお声・願いをお待ちしています 暮らし・医療・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123
日本共産党甲良町支部の見解を紹介いたします。メール siga-koura463@jcp-nobuaki.com ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】